

## （目的）

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市立病院（以下「市立病院」という。）が医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第4条に規定された地域医療支援病院として地域の保険医療機関と相互に医学の研鑽を行い生涯教育の促進を図るため、市立病院と連携しようとする保険医療機関の医師又は歯科医師の登録制度（以下、「登録医制度」という。）を定め、同時に医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第6条第2項第2号に定められた地域医療支援病院における医療機関設備等の共同利用の体制を整備することを目的とする。

## （登録医）

第2条 登録医とは、市立病院の登録医制度に登録した湘南東部二次医療圏に所在する保険医療機関の医師又は歯科医師をいう。ただし、湘南東部二次医療圏以外に所在する保険医療機関の医師又は歯科医師でも登録医となることができる。

## （登録医制度への登録）

第3条 登録医制度への登録については次のとおりとする。

（1）市立病院の登録医になることを希望する医師又は歯科医師が属する保険医療機関の管理者は、茅ヶ崎市立病院登録医申請書（第1号様式）により病院事業管理者に登録申請を行わなければならない。

（2）病院事業管理者は、前号の規程による申請があったときは、その内容を確認し適当と認められる場合、市立病院の登録医になることを希望する医師又は歯科医師を登録医として登録し、申請医療機関に登録医証（第2号様式）を発行するものとする。

## （登録内容の変更）

第4条 登録医が属する保険医療機関の管理者は、第3条の登録申請内容に変更が生じた場合は、茅ヶ崎市立病院登録医変更届（第3号様式）を病院事業管理者に届け出なければならない。

## （登録医の辞退）

第5条 登録医が属する保険医療機関の管理者は、登録医がその登録を辞退するときは、茅ヶ崎市立病院登録医辞退届（第4号様式）に登録医証を添えて病院事業管理者に届け出なければならない。

## （登録の取り消し）

第6条 病院事業管理者は登録医の申請内容に相違がある場合や医療機関が閉院と認められた場合は、登録を取り消すことができる。

## （登録医の身分及び責務）

第7条 登録医は、市立病院の職員としない。

2 登録医は、市立病院内において指導又は立会いを行うときは、名札を着用しなければならない。

- 3 登録医は、市立病院内における症例検討会、学術的会合に積極的に出席するよう努める。
- 4 登録医は、市立病院で知り得た患者及び家族などに関する個人情報について、守秘義務を負うものとする。

(優先病床および優先回線)

第8条 優先病床は、第2条における登録医が市立病院に届け出を行い、入院を優先させた患者に対する当院の病床をいい、その数は5床とする。

2 登録医は、優先回線として登録医救急診察専用回線および循環器内科 HOT LINE を利用することができる。

(共同利用制度)

第9条 登録医は、次に掲げる活動を行う事ができる。

(1) 紹介患者診療型共同利用

- ア 優先病床に入院した紹介患者の病院担当医との共同診察
- イ 紹介患者の診療情報の閲覧

(2) 医療機器利用型共同利用

市立病院の設備・機器等の共同利用

(3) 研究部門利用型共同利用

図書室、会議室等の利用

(4) 研修会等参加型共同利用

臨床検討会、研修会等への参加

2 病院事業管理者は前項、各号の詳細について、登録医に通知する。

(共同利用の対象医療機器)

第10条 前条第1項2号における設備・機器等の共同利用の範囲は次に掲げるものとする。

- (1) 放射線撮影装置
- (2) 乳房 X 線撮影装置 (マンモグラフィ検査)
- (3) コンピューター断層撮影装置 (CT 検査)
- (4) 磁気共鳴コンピューター断層撮影装置 (MRI 検査)
- (5) 核医学検査 (RI 検査)
- (6) 骨密度測定装置 (骨塩定量検査)
- (7) 上部・下部消化管内視鏡
- (8) 超音波検査装置
- (9) 脳波測定装置
- (10) ホルター型心電図検査装置
- (11) 筋電図検査装置
- (12) その他市立病院内の装置で肺機能など院内対応可能な検査機器

(経過措置)

第11条 旧要綱で登録医である医療機関は、この要綱において登録医であるあるとみなし、新しい要綱に掲げる登録の手続きは要しない。

(補則)

第12条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は病院事業管理者が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市立病院登録医制度実施要綱（平成15年4月1日）は、廃止する。

令和 年 月 日

## 茅ヶ崎市立病院登録医申請書

茅ヶ崎市病院事業管理者 様

茅ヶ崎市立病院登録医制度により、登録医療機関の申請をします。

届出者（管理者）

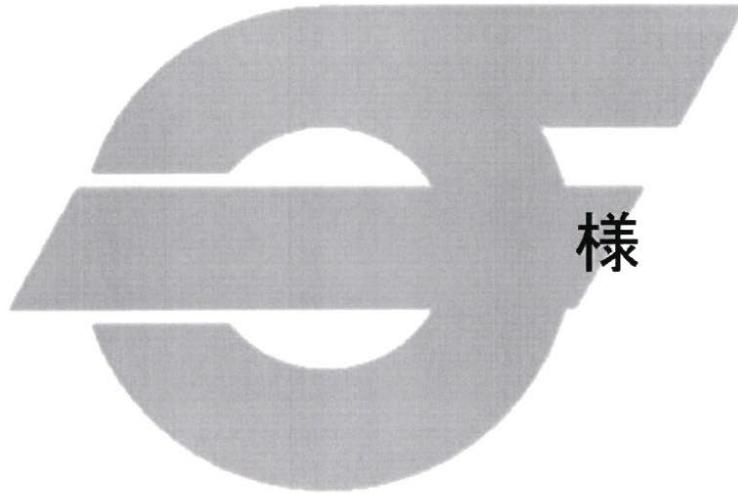
医療機関名	
診療科目	
住所	〒
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	
登録医名	フリガナ

- 申請書は、原本のご郵送をお願いいたします。
- 登録医医療機関に複数の医師が勤務する場合は、院長及び代表医師名をご記入ください。
- 当院では外来スペースに登録医療機関情報の案内を設置しています。
- 当院では、ホームページに登録医療機関の一覧を掲載しています。  
\*下記にチェックをお願いいたします。  
ホームページへの掲載（ 可 不可 ）

第2号様式（第3条関係）

茅ヶ崎市立病院

# 登録医証



様

茅ヶ崎市立病院は貴院と連携して、ともに患者様の  
主治医となり、協力して診療を進めてまいります。

年 月 日

茅ヶ崎市病院事業管理者

## 茅ヶ崎市立病院登録医変更届

茅ヶ崎市病院事業管理者 様

茅ヶ崎市立病院登録医制度により、登録医変更届の申請をします。

届出者（管理者）

	変更前	変更後
1. 医療機関名		
2. 登録医名		
3. 診療科名		
4. 住所	〒	
5. 電話番号		
6. FAX 番号		
7. E-mail		

■変更届は、原本のご郵送をお願いいたします。

■変更箇所の番号に○をつけ、変更前・後の内容を記入してください。

■登録医医療機関に複数の医師が勤務する場合は、院長及び代表医師名をご記入ください。

## 茅ヶ崎市立病院登録医辞退届

茅ヶ崎市病院事業管理者 様

茅ヶ崎市立病院登録医制度により、登録医を辞退するので届け出いたします。

届出者（管理者）\_\_\_\_\_

医療機関名	
診療科目	
住所	〒
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	
登録医名	フリガナ

■ 差し支えなければ辞退の理由もお書きください。

--